

那須塩原市立共英小学校 いじめ防止基本方針

目次へ

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ア 道徳教育や人権教育に力を入れ、「やさしい子」の育成に努めます。
- イ 児童一人一人が、生き生きと明るい学校生活が送れるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- ウ 教職員一人一人はもちろん、チーム共英として「いじめを許さない心」と「いじめを起こさない力」を育成できる体制を整えます。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ア 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- イ 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- ウ 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- エ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して担任や該当学年など単独で抱え込むことなく、組織的な対応を図ります。
- オ いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい状況で行われるということを教職員が認識し、対応します。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- イ いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- ウ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めた上で、安易に解決したと思い込むことなく、解決に向け組織的な対応を図ります。
- エ いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- オ 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- ア 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。

2 いじめ防止の対策のための組織について

「いじめ不登校対策委員会」を校務分掌に位置付け、月に1度学年主任会の前に開催します。
「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。また、いじめが発生した際には、解決に向け組織的に対応します。

(1) 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー等

(2) 未然防止・早期発見・早期解決策（概要）

ア 未然防止策

- (ア) 教職員の意識の高揚及び教職員間での共通理解
- (イ) いじめ防止への取組の確認及び改善
- (ウ) 学業指導の充実
- (エ) hyper-QUの実施
- (オ) 要配慮児童の周知及び支援方針決定
- (カ) 道徳教育の充実
- (キ) 特別活動の充実
- (ク) 人権が守られた学校づくりの推進
- (ケ) ネットいじめへの対応

イ 早期発見策

- (ア) アンケート調査の分析・有効活用
- (イ) 教育相談の充実
- (ウ) 職員による児童への積極的な声かけ
- (エ) 職員間の情報の共有
- (オ) 保護者地域との連携

ウ 早期解決策

- (ア) 保護者への報告
- (イ) いじめられている児童及び保護者への支援
- (ウ) いじめた児童への指導及び保護者への助言
- (エ) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- (オ) ネットいじめへの対応
- (カ) 懲戒
- (キ) 出席停止
- (ク) 重大事態への対応

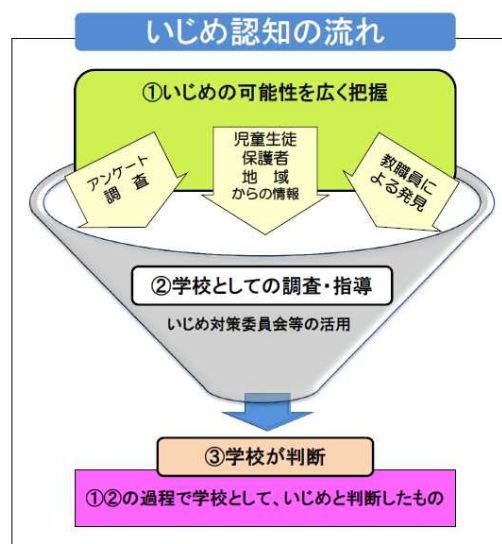
(3) いじめ認知時の対応（随時開催）

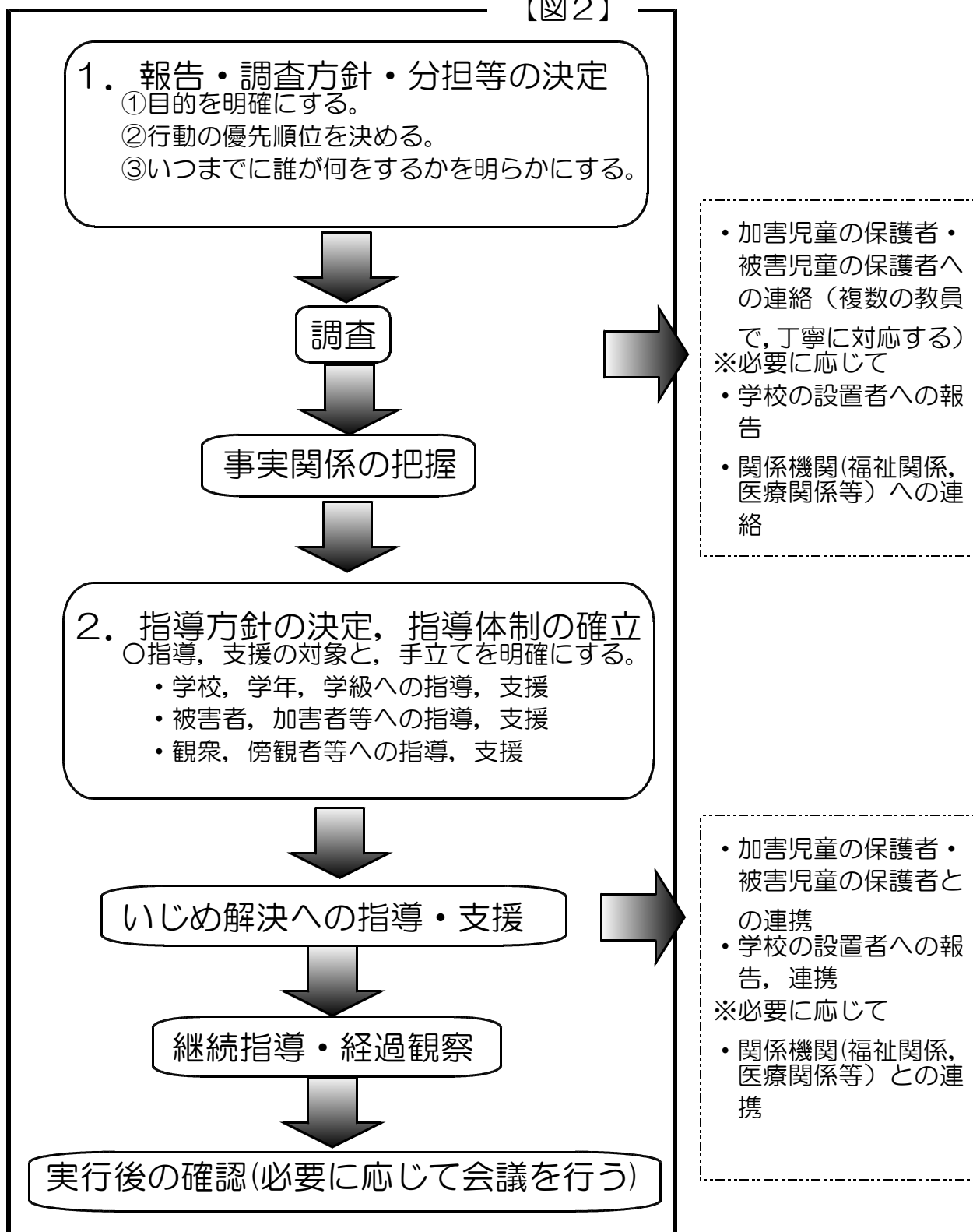
ア 事実関係の把握【図1参照】

学校は、アンケート調査、児童・保護者・地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握することに努めます。

校長のリーダーシップの下、いじめ不登校対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行います。

【図1】





3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行います。

(1) いじめの未然防止対策

ア 教職員の意識の高揚及び教職員間での共通理解

- (ア) いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。
- (イ) 欠席が続いた場合には、家庭訪問や電話などで児童の様子を確認する。
- (ウ) 副担任や出授業の職員からの情報を積極的に聞き取り、指導に役立てる。

イ いじめ防止への取り組みの確認及び改善

- (ア) いじめに関する校内体制のチェックを年2回の学校評価で行い、速やかに評価に基づいた改善を図る。

ウ 学業指導の充実

- (ア) 学業指導の充実について、職員会議や朝の打ち合わせ等で周知徹底を図る。
- (イ) 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を進め、学び合いのある授業を行う。

エ hyper-QUの実施

- (ア) 調査による実態の把握を行い、学級経営に役立てる。
- (イ) アセスメントシートの作成を学年、ブロック等で話し合うことで、教師自身の研修を深める。

オ 要配慮児童の周知及び支援方針決定

- (ア) 年度当初に、児童理解のための研修会を行う。
- (イ) 各学年ブロックで話し合い、個別の指導計画を作成し支援を行う。

カ 道徳教育の充実

- (ア) 毎月の職員会議で道徳教育主任より、道徳指導重点項目の連絡を行う。
- (イ) 特別の教科道徳の授業の充実を図り、児童の道徳性を養う。

キ 特別活動の充実

- (ア) 生命や自然を大切に作る心を育てるために、花いっぱい運動やうさぎの飼育を行う。
- (イ) 社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動を推進する。
- (ウ) 児童会活動では、あいさつ運動やにこにこ班での活動を積極的に取り入れる。
- (エ) にこにこ班(全校縦割り班)で、清掃、除草活動、昼休みの遊びなどを行うことでお互いを思いやる心の育成を図る。

ク 人権が守られた学校づくりの推進

- (ア) 自他の大切さを認め合うことができるような教室環境整備や、帰りの会等で友達を認める活動を行うことを推進する。
- (イ) 教職員自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- (ウ) 人権に関する職員の研修を行う。

ケ ネットいじめへの対応

- (ア) 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みは禁止する。
- (イ) 情報教育や学級活動を活用し、児童に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。また、高学年を対象にSNS等の利用の仕方について授業を行う。

(2) 早期発見に関する対応

ア アンケート調査の分析・有効活用

- (ア) 年2回「こころのおてんき」（低学年）、「心の温度計」（中・高学年）を実施する。
- (イ) 担任が把握後、児童指導部で情報を共有することで、児童の変化に素早く対応できるようにする。

イ 教育相談の充実

- (ア) 教育相談週間を年2回設定する。また、特別日課にすることで、一人一人の話をじっくり聞く時間を設ける。
- (イ) 相談ポストを常時設置する。

ウ 職員による児童への積極的な働きかけ

- (ア) 児童が気軽に相談できるとともに、安心して学校生活を遅れるように、教職員一人一人が進んで児童に声をかけるよう意識する。
- (イ) 目の届かない時間帯でいじめが起こりやすいことから、教職員が始業前や休み時間は児童に進んで声を掛けるよう意識する。
- (ウ) 目の届かない場所でいじめが起こりやすいことから、教職員が昇降口やトイレ前などで児童に進んで声を掛けるよう意識する。

エ 職員間の情報の共有

- (ア) 朝の打ち合わせ、職員会議で情報交換を行い、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応する。
- (イ) 概要が複雑な時や、緊急を要するものについては、問題行動連絡メモで全職員に知らせる。
- (ウ) スクールカウンセラー、心の教育相談員等とファイル等で情報交換を行う。
- (エ) 養護教諭との情報交換を密にとり、保健室での様子に注視する。
- (オ) スクールカウンセラー、心の教育相談員には、ケース会議に参加し助言をもらえる体制を整える。

オ 保護者地域との連携

- (ア) 学校だより・学年だより・ホームページ等を通じて学校の情報を提供し、児童への関心を高める。
- (イ) スクールカウンセラーと保護者をつなぎ、保護者の悩みにも応えることができる体制を整える。
- (ウ) 月1回の下校指導を行う。地域のパトロールの方から、登下校時の様子を聞き、指導に役立てる。
- (エ) 児童指導部より「心のおたより」を発行し、子供たちの学校の様子や学校の取組を紹介する。

(3) 早期解決に向けた対応

ア 保護者への報告

- (ア) いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- (イ) 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- (ウ) 児童や保護者に対しては、担任1人で抱え込まず、チームを生かして対応する。

イ いじめられている児童及び保護者への支援

- (ア) いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることがを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、児童の安全を確保する。
- (イ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- (ウ) いじめを解決する方法について、教職員はいじめられた児童及び保護者と話し合って決めること。その際、いじめられた児童の意思を無視して強引に解決を進めないように配慮する。

ウ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- (ア) いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- (イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導にあたる。
- (ウ) 保護者の心情に配慮しながら、問題の解決のための協力を要請する。

エ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

(ア) いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせる。

(イ) 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させる。

(ウ) 場合によっては、朝の会など有効に使い、学年で指導する。

オ ネットいじめへの対応

(ア) ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、「いじめ不登校対策委員会」で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめを解決するために努める。

カ 懲戒

(ア) 在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、当該児童に対して、事実行為としての懲戒により反省を促したり、学校教育法第11条の規定に基づき、法的効果を伴う懲戒を加えたりします。

※ 学校教育法 第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

キ 出席停止

(ア) 在籍する児童がいじめを行っている場合であって、他の児童の安全や教育を受ける権利が保障されないと判断される場合、出席停止の運用について検討する。

ク 重大事態への対応

(ア) 「重大事態」とは、次のa、bの状況とする。

a いじめにより（当該学校に在籍する）児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の商品を要求または奪い取られた場合

b いじめにより（当該学校に在籍する）児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・いじめが原因と考えられる欠席が年間30日以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(イ) 重大事態発生時の対応

a 速やかに関係児童から聞き取りを行い、事実確認をする。その後、学校が設置するいじめ不登校対策委員会で話し合う。

b 学校の設置者に報告し、適切な援助を求める。

c 重大事態調査のために学校の設置者が設置する組織に協力する。